



社会学における権力論と公共的側面：
パーソンズの所論の批判的検討

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 木田, 融男 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00010075

社会学における権力論と公共的側面

—— パーソンの所論の批判的検討 ——

木 田 融 男

はじめに

六〇年代末から、危機を史上ある意味では始めて迎えたといわれるアメリカは、その動揺を社会学の内部にまでおよぼした観がある。ミルズがかつてアメリカ上層部の権力者たちへの強い道徳的告発を投げかけた『パワー・エリート』(Mills, '56)は、アメリカ社会学界内部では、わずかな影響力しか持ちえなかったが、六〇年代中期以降「ラディカル社会学」の登場の一つの契機となった権力論争は、ミルズの問題意識を大きく継承し、従来の社会学、とりわけパーソンズらの機能主義的発想や、多元主義的権力論に對置するエリート論の位置をうち出した。

しかしエリート論者たちの権力論は、権力が一部の集団(エリート)に不平等に配分され、部分の利益(sectoral interest)にしか役立っておらず、強制的・抑圧的側面(compulsive, coercive aspect)を有するという点で明確な視点を提供したが、公平に見て未だパーソンズ機能主義流の権力論を正確に捉え、批判し、克服したとは思えないのである。それはとりわけ、パーソンズが言う権力の公共的側面(public or communal aspect)、「社会における一般化された用具(facility)」としての権力を「一般公衆の支持する目標を達成するための機会の資源を動員する能力」(Parsons '57, p. 85. et. al.)と規定する見方、すなわち権力の公共的・共同的利益に貢献する側面、あるいは合意的側面(consensual aspect)をどう評価するかの問題において、さらに深く考察する必要があるのである。この論文では、社会学、中でもパーソンズ機能主義における権力論の公共的側

面の問題を検討したい。^①

一 権力論争から

(一) 地域権力構造論争

社会学における権力論争は、地域権力構造論争といわれるローカルなレベルでの実証的な研究から始まる。それは、二つの立場、一方では、評価法の方法をとるエリート論者でハンターを中心とする立場と、他方では、イッシュュー法の方法をとる多元論者でダールを中心とする立場との論争である。

ハンターのアトランタ調査では、各方面の影響力をもつ者のリストから、トップの権力集団を評価によって選択させ、ソシオメトリックな手法でエリートを索出したものであり、しかもそのトップエリート集団が、ほとんど経済エリートであり、「物資やサービスを一定の目標に動員できる能力」と定義する権力を、少数のビジネス中心の権力集団が保持しながら、政策形成から実施までの過程を支配するというものであった。(Hunter 193)

それに対し多元論は、ハンターらに批判を加えると共に、彼らも実証研究を行なった。ダールのニューヘブン調査では、エリート論の一枚岩的な経済エリート中心の見方に対し、イッシュュー(政策)毎のリーダーを調べ、イッシュューの性格の違いに応じて相異なるリーダーが存在するという多元論的権力論を導出したものであり、また政策決定に際しては、一般市民の側もリーダーの政策選択の考慮に対し間接的影響力を行使し得るという多元的デモクラシーをそこに見たのであった。(Dahl 61)

以後、エリート論者と多元論者とが多くの実証研究をふまえながら相互に批判をかわし合うわけであるが、後の権力論争の原型は一応ここで現われていると見られる。

第一に、権力構造の実体として、社会心理学的手法という限界はあるものの、エリート論者は地域のパワー・エリートを明らかにしえた。

しかし第二に、権力の複雑なメカニズム、とりわけ政策決定過程は、現象的にはエリート論者の言うようには単純なもの

ではなく、多元論者の示す現実をふまえねばならない。

また第三に、権力が社会的拡がりにおいて、すなわち一般公衆 (Public) に正統なものとして支持され、合意を受けて始めて社会的権力として機能するという視点に立てば、多元論者のいう公衆の権力に対する間接的影響力をどう正確に評価するかの問題は依然として残ったと言わざるを得ない。この問題は、まさに権力の政治学から権力の社会学への転換の必要性を示しており、この論文の検討課題でもある。無論、多元論者の見た影響力の具体的形態は、例えば、リーダーの政策決定への選挙民の選考の考慮 (Dahl '61)、CIOの地方支部による政策決定への参加 (McKee '53)、住民参加 (Polstky '56) 等々であり、ローカルなレベルでのアメリカンデモクラシーを一定物語るものであるが、しかし逆の現実、例えばやはり蔽として存在する上流階級層、パワー・エリートが存在、市民生活における積年の黒人等マイノリティグループの排除等の問題とを、一体権力論としてどう結びつけ論じるかが、エリート論にとっても、多元論にとっても課題だったのである。

けれどもその問題は、さらにマクロなレベル、すなわちなシヨナルなレベルでの権力論争の展開を待たねばならなかったのである。

(I) ナシヨナルレベルの権力論争

ここではミルズのエリート論、およびリベラルと言われる多元論・機能主義の論と、ラディカルと言われるマルクス主義らの論とを見てゆきたい。^⑧

A ミルズ「パワー・エリート」

ミルズによれば、「権力」とは「他人の反抗を排除して自己の意志を実現させること」であり、「パワー・エリート」とは、「相互に重復しあい錯綜した関係にたつ一群の派閥として、すくなくとも国家的影響をおよぼすような決定に参与している政治的・経済的・軍事的グループ」のことであると定義される。(ミルズ '56 p. 167 f.) そして権力構造は、コーンハウザーのコンパクトな図式によれば三レベルに分かれ、(a)ピラミッドの頂点に政治・軍事・経済の三領域に並列的に制度化されているパワー・エリートが存在し、(b)中間レベルに利益集団の分散化し均衡化した多元性が存在し、(c)その下に大衆社会

として力のない未組織大衆、原子化した人々が存在する。(Kornhauser '61, p. 50)

その特色は、第一に、リベラルの多元化した権力均衡理論に対し、パワー・エリートという形であれ明確な権力保持グループを抽出したこと、第二に、マルクス主義の支配階級概念を、「経済的階級が政治的に支配する」という省略理論、経済決定論である」として退け、三領域(経済・政治・軍事)の相対的独自性を主張したが、逆に相互の関連と規定的要因がいまなくなったこと、第三に、三領域の中では軍部の台頭を重視し、現代アメリカ資本主義の「恒久的戦争経済」批判を含んでいたものの、それが「軍事的隣人説」という、言わば「アカの脅威論」に支えられていたこと、第四に、大衆の政治的無力性を、ニューディールや戦後の軍需生産ブームによって受益者化された新旧ミドルクラスの性格に求めたが、いわゆるエリート・マスメ論に見られる大衆へのペシニズムが濃厚であったこと等であらう。

B リベラル(多元主義・機能主義)

リベラルの権力構造論は、(a)パワー・エリートが存在せず、(b)利益集団の多元性に権力を求め、(c)利益集団に対しいくらかの力をもつ未組織大衆という図式になるが(Kornhauser '61, p. 50) 何よりもその特色は、第一に、エリート存在説への徹底的批判であらう。パーソンズは、ミルズの権力論は「ゼロ・サム概念」であるとし、権力あるものは、他者の犠牲によって(ゼロ)なりたつとする考え方であり、権力あるものはどんなセクトの利益に役立つかのみを考察する不十分な理論であると批判する。(Parsons '57, p. 82f.) ダールは、前述のように現実の支配を、重大なイッシュューを自らの選好でもって優勢における場合とする「イッシュュー分析」をとるが、ミルズの権力論だと、現実(実証的に証明できる)支配するものの背後に、真に支配するエリートが存在するという考え方になり、それは権力の後に権力が……という風な権力の「無限後退説」に陥いると批判する。(Dahl '58, p. 25f.) 第二に対置する権力論としては、一つは権力の性格を公共的性格に求めるものである。すなわち社会体系における一般化された用具ないしは資源としての権力は、その發生に注目しながらいかなる共同的利益に貢献するかの点から考察すべきだという主張(Parsons '57, p. 85)や、権力∥現実の統制力は、高い「統制潜在力」プラス高い「統合潜在力」(他者により支持され、一致して行動させる能力)の函数であり、ミルズは後者の権力の統合潜在力を無視しているという主張(Dahl '58, p. 29)がこれにあたる。もう一つは、「多元的性格」

であり、イッシュー領域ごとに権力の影響範囲は変わりうるとする、権力の可変性、多元性の主張 (Dahl '61) や、拒否権行使集団 (利益集団) に権力が分散し、均衡状態にあるとする権力の分散性の主張 (Kornhauser '61) に見られる。第三に、リベラルの政治的特色は、ミルズやラディカルに対し、政治とりわけアメリカンデモクラシーに対する重視があり、ニューディール以来の経済に対する政治 (国家) の支配の増大にそれを見い出す。また所有 (≡経済) と統制 (≡政治) の分離から、後者を専門人 (経営者、政治家) が担い、しかも教育の普及により上昇移動のチャンスが拡大しているとする (Parsons '57, p. 68)。ような、幻想とも言えるアメリカンデモクラシーへの過大評価がある。第四に、大衆の政治性、組織性に対しては、大衆社会状況の捉え方に批判的であり、利益集団への影響力を一定認める。(Kornhauser '61)

C ラディカル (マルクス主義を中心とした)

アメリカのラディカルは、マルクス主義、ニューレフト、アナーキズムを含む未分化の状態にあり、またミルズ以降のエリート論者も含まれたりするのであるが、その主張を見ると、第一は、権力の基礎を経済階級に求め (Lynd '56, p. 110f)、第二は、アメリカ国家独占資本主義の特異な型≡恒常的戦争経済からくる軍事面での権力の肥大化を分析し (Sweezy '56, p. 124f)、第三に、無力化した大衆のイメージを批判する点で (例えば、原爆介入の危機への軍部批判、マッカーシズムの敗退、組織労働者の数的増大等、Aptheker '60, p. 150) 前二者の見方とは区別される。しかしラディカルの理論的深化は、後になって見られるのである。

D ラディカルなニューエリート論

六〇年代以降の権力論は、ミルズの批判的再検討から、その権力への告発的精神を継承しながらラディカルな潮流へと形成されつつ、他方科学的な性格も付与されていった。ドムホフやコルコによりながら概括すると、第一に、権力の基礎を「企業による政治の統制」(Kolko '62) 「富の不均合いな部分の所有」による「社会的上層階級≡統治階級」(ドムホフ '67, pp. 8-9) に置くという見方と同時に、第二に統治階級とパワー・エリートを分析的に区別し、後者を「社会的上層階級の政治的・経済的・文化的に活動的な成員と、上級階級の成員によって統制されている諸制度における上級雇傭者」と定義し

た(同書、p. 26)「編入理論」や、経済において自立的な権力をもたないグループの権力化に注目し、アメリカ権力の「民主化」の幻想に警告を発している。そして、いかなる官僚も、パワー・エリートへ編入されるためには、社会の目標・規範(実は支配階級の目的)への忠誠なしには上昇不可能であるという。(Kotko '70, p. 224f.) 第三に、軍部台頭に対しては、アメリカ支配構造の特殊性、すなわち保守反動派とリベラル派による支配を見落とすべきではなく、軍部批判による前者への批判が、後者の免罪に陥る危険性を提起している。(ibid.)そして第四に、大衆の主体的成長としてラディカルの培養体となったベトナム反戦運動や黒人の運動の進展を証明とするのである。(ibid.)

(三) 抽出しうる理論的課題

グローバルなアメリカの歴史的現実を背景にしたマクロなレベルの権力論争を概括し、最近のニューエリートといわれるラディカルな理論までを見たわけであるが、その政治的把握はともかく理論上ラディカルが未だ深めていない問題として、パーソンズらが依り所としている権力の公共的性格をどう扱おうかがあると思われる。リップセットは権力に対する見方に、コンフリクト理論とコンセンサス理論とがあるとし、一方を権力の稀少理論、他方を用具理論、また研究アプローチは、一方でパワー・エリート構成員の行動は、社会的背景に基づく利害により決定されるとする構成アプローチと、他方でパワー・エリート以外の諸個人や集団がパワー・エリートに接近してその政策決定に影響を与える接近アプローチとがあるとする。後者のコンセンサス理論(用具理論・接近アプローチ)は、パーソンズの説く、権力は権力所有者の利益のみを満足させるものとはならず、社会全体の要求を満たし、社会目標達成に資源を動員させる力というのに代表されるわけであるが、(Lipset '59, p. 105f.)リップセット自身は両理論の統合化を志向しながらもコンセンサス理論の方が発展の可能性をもっていと論じている。両理論は権力の強制的側面と公共的側面とを意味するわけであるが、社会学内部では後者が以後追求されてきており、強制的側面は背後に押しやられてきた。しかし、ラディカルの権力論では、強制的側面・コンフリクト理論が前面に出され、理論的にリップセットやパーソンズらの問題意識に内在的に入り込めてはいないのが現状である。

もちろんミルズ自身も、権力の一方の極限的な「純粹」型として「ある制度的秩序を構成するメンバーの大部分が、その秩序の正統性を承認し、従って人びとの心服や少なくとも自己満足を確保している」状態、言うなれば権力の公共的性格を

有した型と、もう一方の極端として「一群の強力な制度が暴力の脅威を背景にして社会体制を統制している」状態、抑圧的性格を有している権力の型の二類型をあげ、権力は強制とならんで權威（正統化された権力）と操縦をもつことを指摘している。そしてパーソンズを評して「彼はすべての権力が実際に正統化されていると仮定している」と批判している。（ミルズ '59, p. 524.）しかし、ミルズの分析したアメリカは一方的にパワー・エリートにより抑圧された大衆社会であり、権力の公共的性格は存在せず、大衆の下からの影響力行使もない。ミルズは、アメリカの現実をそれまでになくビビッドに捉えたと評価されようが、しかし権力のダイナミズム、メカニズムをとらえる点では不十分であったように思える。

ミルズの現代における後継者と言われるドムホフは、ミルズの問題点の克服と両理論の架橋を目ざし、権力の強制的側面を担う統治階級と、公共的側面を担うパワー・エリートの二概念を分析的に分置し、前者と後者の実証的関係を捉えることにより権力規定が発展するとした。方法的な深化をもたらしたわけであるが、しかしこれも両者の制度論的・人脈論的關係は捉えても、両側面の論理構造、メカニズム論において不十分と思われる。（Donohue '68）

社会学においては二つの側面を並列に置き両類型をそれぞれのケースにおいて当てはめる「妥協的立場」が例えばダーレンドルフ（'68）等において見られたが、これでは権力そのものの構造が明らかになるとは言えないであろう。

（四）権力の社会学の位置

以上の考察から見てさらに権力の公共的側面の課題を追求してみる必要を感じるわけであるが、またそれは、社会学としての権力論の位置（対象と方法）を探索する一契機でもある。

経済学的権力論においては、例えば従来支配権力を、単なる経済的階級の抑圧・強制でとどまり、公共的性格は、イデオロギー（虚偽意識）論の段階に終始していた。また政治学的権力論においても、抑圧の装置としての国家機構・制度（官僚・軍部・警察・司法）が主要に対象としてとりあげられた。確かに国家の権力そのものの実体は、階級的（部分的）利益にのみ貢献する抑圧的・強制的な機能しか有さないとしても、一般公衆との関係性（例えば支持体系）を含む現実の全体社会において権力のメカニズムは、それが存続したりまた変動したりするためには、必ず社会的拡がりにおいて公共的側面（単なるイデオロギーだけではなく共同的な職務活動や合意・正統性獲得のためのプロセス）を問題にせずにはおれなかった筈である。従来

の社会学は逆にこの側面のみをとりあげてきたという一面性をもつわけであるが、権力の社会学という場合、実体をふまえた上での関係の側面を現実の全体社会の中で対象としていくための理論的方法が必要になっていられるのである。以上の必要性の充足のための一つとして権力の公共的側面と言われているものの検討が重要な意味をもつであろう。

またこの問題は「支配するものと支配されるものとの関係的側面」を含むだけではなく、さらに「支配されるもの」の視角からの権力論の探求を意味しているものと思われる。従来、権力の公共的側面を扱かうのが「支配するもの」の視角であり、強制的側面を扱かうのが「支配されるもの」の視角であると言われていたが、現実において「支配するもの」こそ部分的であり、「支配されるもの」が公衆 (Public) という名の公共性 (Publicity) の実体的基盤であるとするならば、真の意味での権力の公共的側面の探求は「支配されるもの」の視角で行なわれねばならないのである。そしてこれは、資本制的階級社会の問題だけではなく、「階級支配なき社会」といわれる社会主義社会においても、例えばウェーバーのいった「官僚的支配」の存続に対するリアルな認識と、真の意味での権力の共同的 (communal) 側面を実現することへの視角の模索を含むものと思われる。

公共的側面を考察する権力の社会学の位置は以上であるが、従来の社会学においていわば公共的側面、共同的側面をその主軸に置きながら権力を体系的に扱ってきた合意理論の代表パーソンズの所論を批判的に検討してゆきたい。

二 パーソンズの権力論

パーソンズは、ミルズらエリート論者の権力を望ましくないものと見、強制的、抑圧的側面をのみ強調する考え方を「個人主義的ユートピア主義」と名づけ、自らは「権力は高度に組織された社会にとっては不可欠であると同時に望ましい」とし、社会が政治(国家の権力)の経済に対する優位性を獲得する現実を直視しつつ権力の社会学の必要性を提起した。(Parsons 1957, p. 68, p. 85) しかしそれは同時に建国以来秩序と統合を保持しえたアメリカ社会が、最近分裂と拡散の危機を徐々にその胎内に孕み始め、再度秩序化の必要の危機意識を感じるパーソンズの志向の反映が、政治権力の社会学に赴かせたともいえるであろう。

ともあれパーソンズの権力論は、権力を社会の全体体系(A次元||適応・経済、G次元||目標達成・政治、I次元||統合・社会

的共同体、I次元IIパターン維持・文化)のG次元(政治)の媒体として考え、社会的拡がりとも相互の関係を問題にし、またその公共的、共同的、合意的側面から捉えていく方法からして、社会学的権力の代表と見てまちがいはない。パーソンズの権力論をその基礎理論から見てゆきたい。

(一) ウェーバーとパーソンズ

パーソンズの権力は後の定義にも見るとく、一般公衆の支持を受けたもの(I次元からG次元へのインプット)であるし、また社会の文化・価値により正統性(Legitimation)を付与されなければならない。(I次元からG次元へのインプット)これらは権力の公共的側面の根拠と言えるものであるが、この発想はもちろんウェーバーの「支配の社会学」を受けついでものである。

ウェーバーにあっては、権力と支配とは分析的に分離されている。「権力とは、ある社会関係のなかで抵抗をおしつけても自分の意志をつらぬきとうすあらゆる見込のことである」のに対し、「支配とは、特定しうる人びとを、一定の内容をもった命令に服従させる見込のこと」と定義されている。(Weber 21, S. 28)後者は、ゆえに「服従意欲、すなわち服従することに対する(外的なまたは内的な)利害関心がある」のであり、その服従意欲とは習俗による場合、情緒的に拘束される場合、物質的な利害状況による場合、理念的な動機により拘束される場合があるが、なかでも、すべての支配が存立のために努力するものが、「正統性に対する信仰」を喚起することとする。この正統性は純粹型として「合法的支配」「伝統的支配」「カリスマ的支配」の周知の三つが存在するのであるが(Weber 21, S. 122f)、パーソンズは自らの権力論を展開するにあたって、ウェーバーの言う権力が抵抗をおしつけて自分の意志をつらぬく側面(あるいは強制的側面)を視野から除き、ついで支配の正統性信仰に基づく服従意欲のみに焦点をあてて自らの権力論を構築していったと言われ、この点でのパーソンズのウェーバー誤解ないしは「ウェーバーのパーソンズ化」は最近アメリカで批判を呼び起こしている。(Cohen et. al. 75)

しかし少なくともウェーバーが支配の社会学において、権力と支配の関係が成り立つ上で最も重要なものとして分析を加えたのは正統性であったこと、すなわち被支配者による支持、権力が社会的に正統性を付与されていること、言うなれば公共的側面を持ちえなければ存続しないことであったのは事実であり、他の場合をウェーバーは確かに理念型的に様々想定は

しているが、体系的な一般理論構築を目ざすパーソンズにとって正統性こそが自らの準拠枠として継承すべきものであったのである。すなわち正統性＝公共的側面をその理論の基礎として、他の場合を自らの体系理論の枠内に幾分強引にはめこむという作業をパーソンズはやってのけたのである。そしてこの強引さは、ウェーバーが見ていた権力の強制的側面（正統性あるいは合法性をもった強制の場合だけではなく、例えば物的暴力性という強制的手段から出発して国家権力を考察したウェーバーの著書を見よ。Weber 20）を看過し、多くの批判を生んだごとく「アプリアリに正統性を前提とした」権力から出発せしめたパーソンズの規範、秩序志向を形成してゆくののである。逆にウェーバーから出発しながらもその強制的側面を發展させていったのはあのミルズと言えよう。（Mills 746）

(二) パーソンズ権力論の社会学的基礎理論

ウェーバーからパーソンズは、その行為論においても規範志向の側面のみを踏襲した。（Parsons 37）パーソンズの初期の社会的行為の理論は、社会体系論に發展するまで「主意主義的側面」すなわち行為者の自発性、能動性を重視したと言われるが、当初から行為者の主意主義的な志向は、自発的、能動的であれ規範に向けられていたのである。そして社会体系論に展開をとげ、サイバネティックス等からの影響で社会体系の維持、存続を第一前提に置くに至り、彼の秩序志向は更に強くなったと言える。しかし権力の公共的側面を問題にする場合、それが社会において支持され、存立するには最小限何がその保証となり、また何が必要なのかを、このパーソンズの初期、中期の社会学理論から考察することは可能である。行為論における「共有化された価値規範の論」と、社会体系論における「機能的要件論」にそれを見たい。

A 共有化された価値規範

「万人の万人に対する闘い」の状態が、社会契約から委託されたリヴァイアサンにより秩序化される「ホップスの秩序問題」は、パーソンズにあっては神話と見なされたが、すると問題の解決は如何にして可能なのか。パーソンズはそれを、共有化された価値規範、社会体系の制度化とパーソナリティへの内面化という形で解決を旨した。つまり行為者が相互に関係づけられるための共通の準拠する枠組として価値規範が社会に制度化されており、その枠組の中で行為者相互に役割期待の

相補性が確立する。そして、価値規範は、行為者のパーソナリティに共有のものとして内面化されており、行為の動機づけとなっているとするのである。(Parsons '51, p. 364.) この有名なパーソンズ社会学の基礎であるアプリアリとも見える価値規範の提起、また常に規範に志向している個人の提起は、「秩序派パーソンズ」としての批判的であった。(Mills '59) 現在でも、アメリカにおいて現象学的社会学^⑥(象徴的相互作用論、エスノメソドロジー)からこのパーソンズの行為図式は批判をうけている。それは主として行為者主体の側に、規範志向性を認めるのではなく、たえず自由に状況の意味を解釈していく可能性を見出し、共有化された価値規範を不動のものとするのではなく、行為者主体により構成され、変動させられてゆくものと見なす考え方である。(Wilson '70)

権力論から見れば、この価値規範の共有化こそ公共的性格をもつ権力が確立しうる基礎であり、相反する個別利害の存在にもかかわらずそこに共通の共有しうる利害(価値規範)を示すことは、まさに公共的権力の立脚根拠となるであろう。しかし、パーソンズのごとく、現在ある価値規範(例えばアメリカの場合、その至上的価値体系として普通主義的業績主義をあげる。Parsons '54, p. 399)を、無媒介的にそのまま各人が志向すべき価値規範として行為の共通の準拠枠組として体系化してゆき、当該価値規範の積極的遂行を権力の手に委ねることを肯定することは、前述の批判のように「解釈する側の論理」を抹消してしまうか、あるいはアメリカンイデオロギーの肯定者としてのパーソンズを認めざるをえないことになってしまいうであろう。

各個人、各集団において種々様々な、時には相対立する利害に、共通の公共的側面を真に探るためには、例えばショックロールの言うようにパーソンズの価値規範を「表面的、規範的ルール(surface, normative rule)」としてさらにその形態に影響を与え、構成してゆくための基底となるような「基底的、解釈的ルール(basic, interpretive rule)」を追求すべきであるかも知れない。そして彼の言う、あらかじめ作られた概念としてあるのではなく、日常の営みにあるという方法的態度は、確かに権力やまた地位・役割というものに対するアプローチそのものが、現存する制度、価値規範を本来あるべきものという前提でもって臨んできたパーソンズ社会学のような伝統があるだけに大切であるかも知れない。(Cicourel '70)

しかしここでは、基底的ルールというよりは、公共的な共有化された価値規範を一定根拠づけられると思われる「客観的條件」を探る意味から、パーソンズの次なる展開、すなわち機能的要件論を見てみることにする。

B 機能的要件

初期のパーソンズ価値規範論は、行為者により志向されるという性格をもっており、その意味で「主観的な」価値パターンの変数相互の組み合わせから成り立っていた。故に、公共的側面の根拠は「主観的条件」の上に存立していたと言ってもよい。しかし、パーソンズはサイバネティックス等の影響を受け、社会体系の存続のための必要な基本的条件は何であるか、すなわち機能的要件 (functional requisite) の抽出という問題意識への発展を遂げた。それは志向すべき価値規範の「客観的条件」の問題と云ってよいであろうし、また権力の公共的側面の「客観的根拠」と云ってもよいであろう。

レウィは機能的要件として羅列的な十項目 (個体の保存と種の保持、役割配分、コミュニケーション、規範的志向の共有、目標の共有、手段的選択の規制、感情的表現の規制、社会化、分裂的行為の統制、制度化) をあげているが (Lewy '50)、パーソンズは要件の体系的な一般化を志向したのである。ベールズの小集団における相互作用過程の十二のカテゴリー化 (オリエンテーション、評価、統制、決定、緊張処理、統合のポジティブとネガティブ) (Bales '50) をパーソンズは一般化し (Parsons '53)、またそれまでにパーソナリティ体系、社会体系、文化体系の相互作用過程から機能的先行要件 (pre-requisites) を導き出していたが (生物学の先行要件、行為者の動機づけ、文化的先行要件としての文化パターン) (Parsons '51, p. 26f)、さらに後にパーソンズ理論の代名詞ともなる「AGIL一般体系論」を完成させたのである。それは、系の外的課題 (系—環境) と内的課題 (パターン維持、統合保持) および、用具的課題 (手段にあたる) と完結的 (consummatory) 課題 (目的にあたる) とをクロスさせて、A Ⅱ適応機能 (Adaptive F.) Ⅱ外的・用具的、G Ⅱ目標達成機能 (Goal-Attainment F.) Ⅱ外的・完結的、I Ⅱ統合機能 (Integrative F.) Ⅱ内的・用具的、L Ⅱ潜在機能 (Latent F.)、パターン維持と緊張処理 Ⅱ内的・完結的の四つの一般機能的要件の提出となった。(Parsons '59a, p. 7) この機能的要件は、価値パターンの変数のような選択肢としてではなく、社会体系が維持存続するための必須の構成要素という点で、一般的と言われるわけではあるが、同時に体系の外側から (例えば環境的側面から) の捉え方の視点をも含む点で客観的とも言われるわけである。

権力論より見れば、権力が担うべき公共的側面の実質を、この要件は意味するわけであるが、逆に言えばこのような要件を充足しえない権力は、社会体系の存続に貢献しえないが故にその資格を失なうとも言えるのである。また以後扱かう権力

は、機能的要件のG次元の媒体であり狭義の権力なのであるが、パーソンズの権力論もつパースペクティブは社会体系という括がりの中での位置をも含む、広義の権力（要件相互の関係性）でもあるという点で社会学的な特質をもっている。

しかしながら問題は、この機能的要件の設定の仕方である。従来からも例えば1次元が統合機能をもつとしても、それが系全体の維持存続という至上命令的な（統合的）機能とどう区別されるのかとか、L次元は社会の側からの機能か個人の側からの機能かとか、またかつての「全体主義的」有機体モデル、目的論的発想とどう異なるのか等の疑問が提出されていたわけであるが、確かにパーソンズは、前期の頃との発想の共通性、すなわち現在ある社会が、これからも永遠に存続するためには何が必要なのかという設定の仕方をとるために、そこから派生する機能的要件は、様々の矛盾を含み、極めて現状肯定的な、イデオロジッシュな色彩を帯びざるをえなかったのである。これは権力の公共的側面の根拠という問題から見ても、それは真の意味で公共的な機能的要件と言えるものではなく、現状維持という部分的利益のためにのみ貢献する機能的要件であると言う批判を受けても仕方のない性格をもっていたのである。いわばパーソンズは、公共的利益を語る私的利益論者とも言えるわけであるが、ここから、権力の真の公共的側面を追求するためには、社会の公共的側面・公共的利益としての機能的要件に対して個人の私的側面・私的利益としての要求を押し出すだけではなく、私的要求を総合しうる、また私的側面を語る公共的側面の提出を課題としてゆかねばならないと思われる。従来パーソンズ批判は、その機能的要件論を全体志向的として個人の側の自律的な私的志向を前面に押し出すのが常であったが、しかし問題は公共的対私的にあったのではなく、公共的側面を語る私的側面のパーソンズ対私的側面を語る公共的側面にあるのであり、後者をこそ真のパーソンズ批判の立脚点として提起し、私的要求の総体としての公共的「機能的要件」の追求をみざす視角が必要と思われる。その意味で権力の公共的側面の課題は未だ達せられていないものと言っても過言ではないと思われるのである。

(三) パーソンズの権力論と公共的側面

権力は、その実体としてはミルズやウェーバー、マルクス主義が強調してきたような強制的、抑圧的側面をもつわけであ

るが、単なるイデオロギーとしてか、あるいは自らの権力支配の許容する範囲内でのみ公共的側面をもつ場合にしろ、まったく理想的状況における正統化された公共的側面をのみもつ場合にしろ、公共的側面が語られるのは常に権力あるいは権力者と、それと対置される公衆との関係性においてであった。強いにしろ弱いにしろ公衆のもついわゆるフィードバックが、真実であれ虚偽であれ権力の公共的側面として反映してきたといつてよいであろう。そのような関係性は、パーソンズにあってはG次元と他の次元との相互作用あるいはインプット、アウトプットの関係として見られているわけであるが、次に権力の公共的側面として四つの性格を抽出しながらその批判を加えてゆきたい。

A 有効性の機会—権力のアウトプット

権力は全体の社会体系の機能的下位体系のG次元「政治」における媒体（A次元「経済」の媒体は貨幣、I次元「社会的共同体」は影響力、L次元「文化」はコミットメント）なのであるが、この政治は社会体系の集合目標達成の機能要件であったから、権力が産出する要因の最も主要なものは目標達成における有効性の機会（opportunity for effectiveness）ということになりA「経済」次元へのアウトプットである。集合目標とは、集合体とその社会内的状況や社会的環境のある側面の相対的に最適な関係を意味しており（Parsons '66, p. 318）、また「公共の利益」により強く影響をうけている目標である（Parsons '59b, p. 224）。目標は集合的なものであるから、各成員は、その目標にコミットメント、忠誠を要求され、応じない時は何らかの制裁を被るということになる。かくして権力は、各成員からコミットメントを受け、最適な関係創出という目標に向けて有効性の機会（公共的利益）を産出してゆくという公共的性格の第一が付与されることとなる。

これは、（国家）権力の発生を考へる場合階級論的見方から「共同の利害関係」（gemeinsame Interessen）として考えられてきたものである（Engels 1877, S. 166）。すなわち、共同体において、争いごとの決定、自己の権限を越えて個人が干渉するのを抑えること、河川の監視、宗教的諸機能等の共同の利害の保全は、全体の監督の下に置かれるが個人に委ねられ絶対的権力（Machtvollkommenheit）となり、国家権力（Staats Gewalt）のはじまりとなったとするもので、これらの遂行は、社会的職務活動（gesellschaftliche Amtstätigkeit）あるいは共同事務（gemeinsamen Geschäfte, Marx 1867, S. 397）といわれた。これらは共同体存続のための要件であり、そこにおける権力は、公共的な共同目標達成のために有効性の機会を常に

産出しなければならなかったであろう。ただし、パーソンズにはない視点は、これらの機能は階級形成と共に独立化し一つの階級にまとなり、階級的支配、秩序維持の限りでのみしかあらわれない強制的側面の従属物となるということ、そしてまた国家（権力）は、外見上社会の上にたつ力として「合法的形態、第三の力」すなわち幻想として公共的側面をもつということであろう。

以上のような公共的側面の、強制に対する従属性と幻想性という基本点をおさえた上でなお確認しておかねばならないのは、政治支配（強制的・抑圧的側面）の基礎にはいたるところ社会的職務活動（公共的側面）が存在したのであり、権力はそれ自身の社会的職務活動を遂行する場合だけ長きにわたって存在したという指摘（Hirsch and Co.）である。いわば権力の公共的側面における共同性とも言うべきものでこれ自体を自立化して取り出せばパーソンズの言う権力が産出する有効性の機会（共同的目標）と対応することになるが、この共同性は、先の強制的側面に対する従属性と幻想性との関連で捉えられない限り権力の真のアウトプットは把握されないであろう。

階級的視点で残存する問題は、真の共同性実現のための権力は果たしてその名の通り権力と言えるかどうかについてである。パーソンズの権力は、言わば理想的な状況における公共的・共同的利益実現にのみ貢献する権力であったが、そこにおいては階級支配の強制的、抑圧的側面は消滅している筈であり、権力の実体は存在しない筈である。すなわち真の共同性実現可能な社会では、パーソンズの権力ですら必要ないのか、あるいは権力という名はもたないが何らかの強制を伴う媒体をもつのかの課題は公共的側面の追求にとって未だ解決されていないと言えよう。これは権力の公共的側面の残存性と消滅性の未解決の問題である。

B 権力の一般化と正統化

パーソンズは限定化が不充分である従来の権力概念を克服する意図から、権力を政治体系における貨幣に相当する流通媒体と考えその精密化を考えようとする。つまり極めて限定化された特質をもっている貨幣との比較を論じることにより権力の特質を浮かびあがらそうというわけである。貨幣の特質は次のようなものである。

- 第一に、使用価値ではなく「交換」価値である。すなわち、象徴的なコミュニケーションの仕方である。
- 第二に、物々交換に比し、自由を利用者に与える。市場でいかなる品物にも使える自由。品物を選択でき買いあさる自由。購入時期を選べる自由。条件の受け入れ、拒否、注文についての考慮の自由。
- 第三に、信用機関が設立され、制度的な信頼に基づいている。
- 第四に、限定された市場関係の綱の目の中で媒体として作用する。

このような貨幣と同じく権力も、「規範的に限定された諸条件の下でそれらの履行が適切な役割相互的機関によって強く要求されてよい関係的システム」ということになり、集合的組織体系の諸単位による拘束的義務の遂行を確保する「一般的な能力」であり（貨幣の象徴性にあたる）、この義務は、集合目標との関係に準拠して正統化されている（貨幣の信頼にあたる）というのである（Parsons '63a, p. 234f.）。

貨幣の象徴性と信頼とに対比させて、権力の一般化（Generalization）と正統化（Legitimation）とを導出することはパーソンズ独特のものであるが、貨幣と権力（国家）とをその発生において相似的に見るのは日本でもある。例えば高島善哉は、貨幣の発生を次のように考える。（高島 '70, p. 188f. p. 212f.）

第一段階。A（品物）とB（品物）との物々交換。（権力では直接民主主義にあたる）

第二段階A対B、A対C、A対D……という個々B・C・Dの意思の代表者Aの成立。（未だ帰属主義的であるが、間接民主主義の成立）

第三段階。このAが、個々BCD……に正統化されて、一般的な象徴としての貨幣として制度化される段階（「一般意思」としての家権力の成立）

以上の発想はパーソンズの説明にある意味で補強する効果をもつであろうが、かくして一般化と正統化とをもった権力は、これを主として次元からインプットされ社会において公共的性格を付与されることとなる。この第二の性格は、歴史的には近代デモクラシーの下での権力を表現するものでもある。

また、パソンズにあっては、権力のハイラーキー的側面、不平等、すなわち「目標へのコミットメントの優先順序体系」の問題も、正統性を付与された一つの規範的能力（立憲体系）により拘束を受ける権威（authority）の問題となる。権威とは、権力体系に参加する権利を規定する制度的なおきてとパソンズは定義するのであるが（*Ibid.* p. 350）、それは強制的、抑圧的な不平等なものではなく、集合体の中で正統化された権利という考え方となり、上位者—下位者は、全体により支持された制度であり、例え上位のものであろうとも、その権威は、その下で活動する規範により拘束的義務を受けるといふことになるのである。（*Ibid.* p. 249; Parsons '70）このようにパソンズは、不平等な階級や強制的権力の存在は正統化された制度とし、最近においてもそれを再確認する論文を表わしているが（Parsons '70）、権力の一般化、正統化への確固とした信頼とその再確認は、アメリカンデモクラシーが長期にわたって保持してきた安定構造を反映していると同時に、現在アメリカの立憲主義に基づいた価値規範が大きく揺ぎ、再び体制的統合への必要性を迫られていることへの反映でもあろう。

さて権力の公共的側面の根拠を貨幣との比較における一般化、正統化に求めることは、市民社会デモクラシーにおける権力論を考察する上で重要な視点を提供している。階級的視点からすれば、近代の資本制社会は、それ以前の社会と何ら変わることはない階級的不平等の存在する社会であるが、しかしその支配の背景はそれまでにない差異を特質としており、そこから権力の公共的側面の性格も異なる様相をおびるからである。すなわち近代市民社会は、貨幣を軸とした商品の交換、そして労働力も商品として交換される社会であり、市場関係の中で形式的にはあるが自由な商品交換が、貨幣を媒体にして対等、平等に行なわれ、また法的にもそれが支持され、市民社会の成員は、市場関係と法的関係の保証を期待して対等な交換の関係を営みうる社会である。それ以前の社会にないこの特質は、近代デモクラシー（形式的にはあるが自由、平等）の客観的根拠であり、パソンズが貨幣との対比に見る権力の公共的側面における一般化、正統化の根拠とも言いうる。そしてアメリカは、この市民社会の成立を典型的に歴史上経験した社会でもあった。ウェーバーにおいてもこの近代の支配の正統化を「合法的支配（*legale Herrschaft*）」に求めたが、その根拠は以上の市民社会の特質にあると言ってよいであろう。

この特質は権力の公共的側面における市民社会的正統性、あるいはデモクラシーに基づく正統性と言える。しかしパソンズは、この近代市民社会が例えばアメリカにおいては人種差別、民族抑圧、階級格差という実質的な不平等を存在させている現実を直視していないし、逆にこの実質的不平等は形式的平等のデモクラシーにより正統化されている

として扱かっている。その意味では市民社会的正統性という公共的側面も、強制的側面に対する従属性・幻想性の位置にある点をパーソンズは見ぬけていないわけであり、ミルズやマルクス主義らラディカルにより一貫して批判を受けてきたのであるが、対するにラディカルの側は、近代市民社会のもつ歴史的位置やアメリカンデモクラシーの深部にまでその評価を及ぼしてはいないし、強制に対して従属的、幻想的ではあるが市民社会的正統性という公共的側面のもつ性格への一面的評価からはまぬがれていない。ここにパーソンズの側からの批判を一定「正当化」させる根拠が未だ存在するとも言えよう。

C 影響力と機会均等による権力への統制

ついでパーソンズは、権力の強制的側面と合意的側面(公共的側面)との問題解決の証左として、権力を統制(control)する「平等の規範」、一つは、「上からの」権力への統制である「権力を引き受ける権利または意思決定をおこなう権威に対する影響力(influence)の脈略」すなわち政治(G)次元と統合(I)次元との循環流通である政策決定と政治的支持の体系(近代社会ではとりわけ選挙権の平等という制度化の作用)と、もう一つは、「下からの」権力への統制である「政治体系における寄与単位としての地位に対する機会の接近という脈略」すなわち経済(A)次元との境界から派生する「寄与能力により限定されるサービソースをとかく排除する特殊主義的傾向を阻止したり、競争下で利用できるサービソースよりも劣るものを温存しようとする傾向を阻止したりする」機会均等原理を持ちだす。この二つの平等の規範が権力の不平等化や強制的側面の実施を阻止し、I次元とA次元とによる権力への統制が、権力の公共的側面の保証となるとするのである。現実には、公衆の政治への、選挙というチャネルを通じての「参加」および、能力本位による平等な経済面での「参加」を意味するのであり、権力の公共的側面の第三の性格と言えようが、これもパーソンズのアメリカンデモクラシーへの確かな信頼の表われものがたるものである(ibid. p. 250f. Parsons '63b)。

近代デモクラシーは、形式的であれ自由・平等の理念、制度を生み出しただけでなく、確かにパーソンズの言うような政治、経済面での公衆の「参加」の平等への可能性をも生み出してきた。そしてアメリカでは、例えばマイノリティグループの排除の現実はある、コミュニティや都市の政策決定過程における「参加」は一定の実現を見てきた。

しかしパーソンズの公共的側面における平等の規範による権力への統制、あるいは参加の見方の一定の誤解は、権力の側

にあらかじめそのような公共的側面が存在し、公衆の平等な参加を促がしたとする設定の仕方である。そうではなく、歴史的には下からの公衆による権力への種々様々の統制が、平等な参加の可能性を生み出し、言うなれば権力の公共的側面の可能性を実現させてきたと言えるのではないであらうか。公共的側面の共同性や市民社会的正統性は権力の公共的側面の可能性の「客観的根拠」を示すものであったが、公衆による下からの統制は、その現実化の「主体的要因」を示すものであったと言えよう。決してパーソンズの言うようにはあらかじめ客観的に与えられていたものではないのである。また逆に、ミルズらアメリカのラディカルには、この公衆の参加による権力の公共的側面の可能性をまったく幻想的なものとして消極的に悲観視する傾向が存在したが、確かにアメリカの「機会均等イデオロギー」「参加デモクラシー」が多大の虚偽性をもってきたとは言え、公衆のもつ潜在的可能性に目をとぎす必要もないであらう。

D 権力の委任要請とリーダーシップ責任

最後にパーソンズはミルズらの強制的、抑圧的側面から見た権力の「ゼロ・サム問題」すなわち権力の総計（サム）は一方的であり権力者がすべてで、他方の被権力者は無（ゼロ）であるという論を批判する。それには、権力を貨幣と比較したのと同様に、権力の合意による委任要請（mandate）を、銀行の信用創出の例をあげて説明する。つまり、銀行は、預金者が相互信頼に基づき預金を行なうが、その際同一のドルは、一方で預金者の所有であるし、他方で銀行の所有になる。これは権力の場合に換言すれば、合意に基づいた権力授与（Grant）は、何ら権力執行者（権力銀行）の側の一方的権力の所有ではなく、権力授与者（権力預金者）の側の権力所有を否定しないということになり、権力のゼロ・サム問題は崩壊すると言うものである。そして、銀行はその拘束的義務として、付与金を含む現金化の期待を委託されているわけであり、たえず貸付け等による金利貨幣（利子）創出の条件を志向しなければならない。同様、委託された権力も、目標達成の成功のための拘束的義務を負い、政治的支持を得た（I次元からのインプット）リーダーは、その委任要請に基づき、公共的利益の範囲内で行われるリーダーシップ発揮の責任をまかされ、政策実現（公衆の利益創出）の条件を志向しなければならないのである。この権力の委任要請とそれに基づくリーダーシップ責任は、パーソンズの権力論における公共的側面の第四の性格をものがたると言えよう。そして権力のアウトプットという側面から見れば、第一のA次元への有効性の機会の産出と並びうる、I次元

くの産出要因である (Parsons 1954, p. 255f.)。

もちろんリーダーシップのバランスがこわれ、行きすぎた権力行使が存在する場合が多いのであるが、これはパーソンズによれば、あたかも銀行において、生産力の増減と貨幣単位の価値の高低とのバランスがこわれ、インフレ現象やデフレ現象が出現するのと同様、公衆の期待の充足と権力の信用とのバランス崩壊による権力行使のインフレ、デフレ現象ということになるのである(例えば、アメリカのマッカーシズムは財政的恐慌に似たデフレ的昂進過程とする)。この結果、バランスの崩壊をくいとめるため、中央銀行と信用取引の管理、国家財政との複合等の市場の統制メカニズムを増大させる必要があるのと同じく、主権国家の統制の強化をパーソンズは必要なものと見なすのである (ibid. pp. 259-260)。

以上は権力の公共的側面の指揮・指導性と言えるもので、合意に基づいて委託された権力の側の責任、義務であるという点では、先の公衆による下からの統制を受けた、上からの権力の公共的側面を現実化させる「主体的要因」を示すものと言えよう。しかしパーソンズが現実に見ている「委託された権力行使の拡大」「リーダーシップの發揮」「上からの統制の強化」は、アメリカ社会の部分的利益にのみ貢献する国家の権力行使の拡大強化であるとするなら、確かにミルズの批判「パーソンズはすべての権力が実際に正統化されていると仮定」(op. cit.) している点は大きく問題となり、権力の公共的性格は消滅するのである。

歴史的に見れば、政治の他領域に対する主導的な指導性の現象は、生産の社会化という背景の中、例えば「社会資本、公共投資」という形でとりわけ現代社会の国家独占資本主義段階とも言われる状況に対応した、公共的側面の輩出とも見えないことはない。その意味では、公共的側面における共同性が前近代から引き続き性格であり、市民社会的正統性および公衆による下からの統性が近代において現出した性格であるとするなら、主導的な指揮・指導性はとりわけ現代において輩出している現象と言えるのであり、いわば、権力の公共的側面の歴史性を意味している。そして、現実には、この権力の指揮・指導性においても、強制に対する従属性、幻想性をもつという限界、およびその現実化は、公衆による下からの統制が要因となるという事実は、他の性格と比して差異はなく、パーソンズの看過したところであろう。ミルズは逆にこのような現代の権力における公共的性格の可能性とも言える現象を看過しているわけであるが、しかし例えばドムホフの定義するパワーエリートという形で、従来の上層階級が下層から能力ある者を雇傭させていく編入の現象は (op. cit.)、権力が現代において

責任ある指揮、指導性を持たざるを得ないこと、および従来の権力所有者がそれを負うことができず、絶えず権力非所有者の中の一部の成員に譲渡していく現象をあらわしているものと思われる。これは公共的側面の上から下への譲渡の問題と見られるが、しかし、「譲渡された公共的側面」は必ずしも強制的側面を有する上層の権力所有者により統制を受けているのはどうまでもない。

以上、パソンズ権力論の公共的側面における四つの性格、有効性の機会、一般化と正統化、影響力と機会均等、委任要請とリーダーシップ責任を検討したわけであるが、このような権力が現実の局面で最終的にもつ強制的側面、とりわけ「暴力」(force)をパソンズはどのように扱かうのかを見てみたい。

パソンズの権力は合意による正統性、支持、委託を受けるわけであるから、合意された目標実現を損なう逸脱行為は何かの統制を行使されることとなる。統制は四つの構造に分けられており、状況→意思チャネルとポジティブ→ネガティブサンクションをクロスさせて、誘引 (inducement 状況→ポジティブ)、強制 (coercion 状況→ネガティブ)、説得 (deteration 意思→ポジティブ) コミットメントの活性化 (active of commitments 意思→ネガティブ) を定義する。権力が狭義の意味で保有するのはこの強制であるが、さらに抑止 (deterrence) 罰則 (punishment) 示威 (symbolic demonstration) の三種に分け、抑止の中に、事前抑止の意味の威圧 (compulsion) と、現実の暴力行使としての強制を分析的に定義している。ここから権力の強制的側面とは、最狭義には強制 (暴力行使)、狭義には抑止 (威圧、強制)、罰則、示威、そして広義には統制としての誘引、強制、説得、コミットメントの活性化という形で整理されよう (Parsons '64, p. 266f.)。しかしパソンズによれば、強制は、あくまで究極的な制裁手段であり、普段においてはリザーヴされている。それは例えば、通貨が流通面の危機に陥った時、貨幣に代わり「生の金」が現出するごとく、権力の信用過程の崩壊の中でしか、「生の暴力」強制は現われないとする。そして、政治過程における有効性は、影響力との脈絡、つまり合意に基づく説得過程 (リーダーの政策決定と公衆の政治的支持の相互作用過程) が、強制の行使に比べ高いし、望ましいとされるのである。

確かに現実において、権力は生の暴力として発揮されることは少いかも知れない。そして権力は最終的に強制的側面をもつていても、合意等の公共的側面の現象をたえず輩出させていることは、支持のアウトプットを高めるためには必要であ

る。その意味で権力の強制的側面から公共的側面の転化のプロセスを分析することは今後必要な課題でもあろう。

しかしここで重要なことは、パーソンズといえども権力の最終的局面にリザーヴされた暴力という強制を認めていることである。故に、権力論をめぐっては、パーソンズら公共的権力論者は権力の強制的側面を見ないということではなく、強制的正統性をいかなるものと見ているか、すなわち権力の公共的側面をいかなるものと見ているかという点で批判の論をたてべきであらう。私がミルズらアメリカのラディカルの権力論を未だ不十分なものとして、執拗にパーソンズ権力論の公共的側面を追求してきた意味はここにあったといつてよいであらう。

おわりに

パーソンズの権力論を批判的に検討する中で、権力は部分的利益に奉仕し、最終的に暴力を保持するという強制的、抑圧的側面をもちながら、その従属性、幻想性という限界の中で、権力発生以来、共同的利益の保全という形の共同性、近代に至り形式的ではあれデモクラシーという形の市民社会的正統性、それらの「客観的条件」を現実化する「主体的要因」としての公衆による下からの統制、また現代に至り主導的な指揮、指導性、という公共的側面の可能性を抽出した。そして、現実社会における権力の強制的側面から公共的側面への転化のプロセス、また強制的側面なき「権力」の残存性と消滅性の問題は今後の課題として残ったのである。最後に、もう一つ残る課題として、実際の「公共的利益」とは一体何であるかという問が存在するであらう。現在、いかなる政治諸勢力と言えども、例えば大義名分ではあれ、「公共的利益」という正統性を自らのものとするため、たえざるコンフリクトを続けているのが現実である。

バンフィールドは公共的利益を次の五つの異なる概念に分析している。(Banfield '55, p. 322f.)

A 単一的 (unitary) 概念……「全体性」が公共のすべての成員に対し、平等に属する単一の目的群として考えうるもの。

1 有機体的 (organismic)

例えば、有機体の生存可能性のようなもので、公共性を包含するあらゆる諸個人により受けいられるもの。

2 ロシエーン主義 (communalist)

多くの人々が共有している共通の目的。

B 個人主義的 (individualistic) 概念……目的が、諸個人に属するもので単一システムを構成していないもの。

3 功利主義 (utilitarian)

ベンサム「最大多数の最大幸福」にあたるような、個人の目的が適当な量として考えられるようなもの。

4 準功利主義 (quasi-utilitarian)

個人の功利性は、適当な量であるが、その中で選択され、どれかにより大きな価値が付与されるもの。

5 定性化された個人主義 (qualified individualistic)

「全体」の目的は、個人により選択されたものの集合であるが、ただ妥当と思われたある群の中から選択される。

以上まさに種々様々な公共的利害が存在し、その査定をめぐって政治的なコンフリクトが展開されるわけであるが、公共的側面の原理的とも言える論理を検討した上でこれらの具体的追及は、現実のイッシュューとその政治的背景を素材とした実証的な研究に譲らざるをえず今後の大きな残された課題であろう。

—一九七五・九・一八—

註

① 公共的側面あるいは公共性という概念は多義的なものであり、種々のニュアンスを含むものである。公共性 (Offentlichkeit) 概念の歴史的多義性に関してはハバーマス (762) 参照。

② 地域権力構造論争の概括的整理は、すでに、中村 (61, 762) 古城 (67)、矢沢 (68, 73)、秋元 (71) で行なわれている。

③ ナショナルなレベルの権力論争の概括的整理は、Domhoff (68) に始まり日本では、綿貫 (69)、古城 (71)、田口 (73)、秋山 (74) で行なわれている。

④ パーソンスのウェーバー支配社会学に関する理解は、Parsons (37, 47, 63a)

⑤ 現象学的社会学 (phenomenological sociology) のタイプをコープらは、I、ルーズな意味で現象学的と呼ばれるタイプ。トーマス、クリー、ミード、ウェーバーら。II、現象学哲学のパスpekティブをもつタイプ。シュッツ。III、現象学的アプローチを用い、日常の世界の構造に基礎をおくタイプ。グルドナー、ガーフィンケル、オネイル、スミス、シッコールら。IV、社会学と現象学に独特の

關係をもつエスノメンドロジのタイプ。ガーフィンケル、ウィーダー、チムマインらをおびている。そして大なるばにアメリカ社会のラディカルの潮流に入れられることである。(Heap et. al. '73)

引用文籍

- 秋田律郎 '71, 現代都市の権力構造 '74, 現代社会学雑誌
- Bales, R. F., '50, Interaction Process Analysis. A Method for the Study of Small Groups.
- Banfield, E. C. & Meyerson, M., '55, Politics, Planning, & the Public Interest.
- Cicourel, A. V., '70, Basic & Normative Rules in the Negotiation of Status & Role, in H. P. Dreyzel (ed.), Recent Sociology No. 2.
- Cohen, J., et. al. '75, De Parsonizing Weber: A Critique of Parsons' Interpretation of Weber's Sociology, A. S. R. '75, Vol. 40, No. 2.
- Dahl, R. A., '58, A Critique of the Ruling Elite Model, in Domhoff ('68)
- Dahl, R. A., '61, Who Governs?
- Dahrendorf, R., '59, Class & Class Conflict in the Industrial Society. 富永健一訳『産業社会における階級および階級闘争』
- Domhoff, G. W., '67, Who Rules America? 豊井三郎訳『現代アメリカを支配するもの』
- Domhoff, G. W. & H. B. Ballard, (Compiled), '68, C. W. Mills & the Power Elite.
- Domhoff, G. W., '68, The Power Elite & its Critics, in Domhoff ('68)
- Engels, F., 1877, Aati Dühring, in Werke 20. 反テネーリング論『選集』
- 古城利明 '67, 多元主義権力理論と地方政治『社会学評論』17—3。
- 古城利明 '71, エリーティズムの権力理論とマルクス主義『富永健一他編』階級と地域社会。
- Habermas, J., '62, Strukturwandel der Öffentlichkeit. 細谷真雄訳『公共性の構造転換』
- Heap, J. L., et. al., '73, On Phenomenological Sociology, in A. S. R. '73, Vol. 38, No. 3.
- Hunter, F., '53, Community Power Structure.
- Kolko, G., '62, Wealth & Power in America. 小原敏士訳『アメリカにおける富と権力』

- Kolko, G., '70, Power in the 20C. America, in J. D. Colfax, (eds.) *Radical Sociology*.
 Komhouser, W., '61, "Power Elite" or "Veto Groups"? in Domhoff ('68)
- Ley, M. J., '54, *The Structure of Sociology*.
- Lipset, S. M., '59, *Political Sociology*, in R. M. Merton, (eds.) *Sociology Today*.
- Lynd, R. S., '56, *Power in the United States*, in Domhoff ('68)
- Marx, K., 1867, *Das Kapital*, in *Werke* 23, 24, 25. 資本論' 全集。
- McKee, J. B., '53, *Status & Power in the Industrial Society*, in A. J. S. Vol. 58, No. 4.
- Mills, C. W. & Gerth, H., '46, *From Max Weber. Essays in Sociology*. 山口和男他訳' マックス・ウェバー。
- Mills, C. W., '56, *The Power Elite*. 鶴岡信成他訳' ハー・ヒリード。
- Mills, C. W., '59, *The Sociological Imagination*. 鈴木広訳' 社会学の想像力。
- 中村八朗 '61, 都市の権力構造' 社会科学ジャーナル, 2。
- 中村八朗 '62, ロンゴリニャ・ソローの研究をめぐり諸問題' 社会科学ジャーナル, 4。
- Parsons, T., '37, *The Structure of Social Action*. 樋上毅他訳' 社会的行為の構造。
- Parsons, T., '47, *Introduction, in Max Weber, The Theory of Social & Economic Organization*, Tr. by A. M. Henderson & T. Parsons.
- Parsons, T., '51, *The Social System*. 佐藤勉訳' 社会体系論。
- Parsons, T., et. al. '53, *Working Papers in the Theory of Action*.
- Parsons, T., '54, *A Revised Analytical Approach to the Theory of Social Stratification*, in *Essays in Sociological Theory*.
- Parsons, T., '57, *The Distribution of Power in America Society*, in Domhoff ('68) 新明正道監訳' 政治と社会構造所収。
- Parsons, T., '59a, *General Theory in Sociology*, in *Sociological Today*.
- Parsons, T., '59b, *Voting & the Equilibrium of the American Political System*, in *Politics & Social Structure*. 政治と社会構造所収。
- Parsons, T., '59a, *On the Concept of Political Power*, in R. Bendix & S. M. Lipset, (eds.) *Class, States & Power*. 政治と社会構造所収。

- Parsons, T., '63b, On the Concept of Influence, in *Politics & Social Structure*. 政治と社会構造所収。
- Parsons, T., '64, Some Reflection on the Place of Force in Social Process, in *Sociological Theory & Modern Society*.
- Parsons, T., '66, The Political Aspect of Social Structure & Process, in *Politics & Social Structure*. 政治と社会構造所収。
- Parsons, T., '70, Equality & Inequality in Modern Society, *Sociological Inquiry*, '70, 40, (Spring)
- Polsby, N. W., Three Problems in the Analysis of Community Power, in *A. S. R.* '59, vol. 24, No. 6.
- Sweezy, P. M., '56, Power Elite or Ruling Class, in *Domhoff*, ('68)
- 高島善哉, '70, 恩族と階級。
- 田口富久治, '73, 現代政治学の諸潮流。
- 綿貫謙治, '69, %ノー・ヒリート, 訳者解説。
- Weber, M., '20, *Politik als Beruf*. 職業としての政治, 政治社会論集。
- Weber, M., '21, *Wirtschaft und Gesellschaft*. 文庫の諸類型, 回題吉田他訳, 社会学の基礎概念, 世良晃法郎訳。
- Wilson, T. P., '70, Conception of Interaction & Form of Sociological Explanation, in *A. S. R.* '70, Vol. 35, No. 4.
- 矢沢澄子, '68, ロジシニティー・%ノー・ストラクチャー研究批判, 社会学評論18—4。
- 矢沢澄子, '73, 地域権力構造, 社会学講座, 7。